

北海道告示第10145号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項第二号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和8年（2026年）2月5日

北海道知事 鈴木 直道

1（1）免許の取消しをした年月日

令和8年（2026年）1月30日

（2）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア（ア）氏名

榎本 新一

（イ） 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

（ウ） 登録番号

第2656号

イ（ア）氏名

清藤 佳尚

（イ） 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

（ウ） 登録番号

（石）第3329号

（3）免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第二号に該当するため